



淀川労働基準監督署発表
令和8年3月23日

【照会先】
淀川労働基準監督署
電話
06-7668-0268

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検 (車両系荷役運搬機械等を主たる用途以外の用途に使用した疑い)

令和8年3月23日、淀川労働基準監督署(署長 くめがわはるたみ 久米川晴民)は、株式会社山福ほか1名を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

1 被疑者

- (1) 株式会社山福やまふく(以下「被疑会社」という。)
本店所在地：大阪市北区曾根崎
事業内容：卸売業
- (2) 被疑会社専務取締役A(以下「被疑者A」という。)

2 違反条文等

被疑会社及び被疑者A共に
労働安全衛生法違反
同法第20条第1号
同法第27条第1項
労働安全衛生規則第151条の14
同法第119条第1号(罰則)
同法第122条(両罰)

3 事件の概要

被疑会社の被疑者Aは、令和7年10月21日、大阪府豊中市服部寿町にある同社倉庫内において、労働者Bにピッキング作業を行わせるにあたり、車両系荷役運搬機械等にあたるフォークリフトに差し込んだパレットの上に労働者を乗せ、高さ4.2メートルの棚上まで昇降させ、フォークリフトを主たる用途以外の用途に使用した疑いがあるものです。

4 その他

- (1) 上記3の作業に伴い、労働者Bが高さ4.2メートルのパレット上から墜落し、重傷を負う災害が発生しました。
- (2) 関係条文は別紙のとおりです。

関係条文

労働安全衛生法

第二十条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 以下（略）

第二十七条（労働者の遵守事項）

第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

- 2 （略）

第百十九条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

- 二 以下（略）

第百二十二条（罰則）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

第百五十一条の十四（主たる用途以外の使用の制限）

事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。